

青森県報

第九百三十三号

令和七年
六月三十日
(月曜日)

目次

規 則

○青森県建築基準法施行細則の一部を改正する規則……………(建築住宅課) ……一

告 示

○環境影響評価に係る技術指針の改定……………(自然保護課) ……一

○構造計算適合性判定を委任した指定構造計算適合性判定機

関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地変更

の届出……………(建築住宅課) ……五

議 会

○青森県議会会議規則の一部を改正する規則……………(議 事 課) ……五

規 則

青森県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年六月三十日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県規則第四十五号

青森県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

青森県建築基準法施行細則(昭和三十六年二月青森県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第二号中「設けるもの(」の下に「常時閉鎖した又は作動した状態にあるもの(各階の主要な防火扉に限る。)及び」を加え、同条第二項ただし書中「前項第三号」を「前項第二号に掲げる防火設備及び同項第三号」に改め、「ついで」の下に「当該防火設備又は」を加える。

附 則

この規則は、令和七年七月一日から施行する。

告 示

青森県告示第三百七十二号

青森県環境影響評価条例(平成十一年十二月青森県条例第五十六号)第十一条第一項の規定により定めた環境影響評価を適切に行うために必要であると認められる環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法の選定その他の環境影響評価を行うために必要な事項に関する技術的な指針を次のとおり改定したので、同条第四項において準用する同条第三項の規定により告示する。

令和七年六月三十日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

別表第1の備考の2(5)に次のように加える。

○太陽電池発電所

- ・ 工事中資材等の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤、残土、伐採樹木、廃材の搬出を行う。
- ・ 建設機械の稼働として、建築物、工作物等の設置工事（既設工作物の撤去又は廃棄を含む。）を行う。
- ・ 造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、調整池、搬入道路の造成、整地を行う。
- ・ 地形改変及び施設の存在として、地形改変等を実施し建設された太陽電池発電所を有する。
- ・ 施設の稼働として、太陽電池発電所の運転を行う。

別表第2を次のように改める。

別表第2 影響要因・環境要素関連表

影響要因の区分			工事の実施						土地又は工作物の存在及び供用										
			資材等の運搬	建設機械の稼働	土地の造成・樹木の伐採等	工作物の建設	工事に伴う排水	廃棄物等の発生・処理	改変後の地形・樹木伐採後の状態	改変後の河川・湖沼・海域	工作物の出現	自動車・鉄道等の走行	資材・製品等の運搬	施設の稼働	取水・揚水・排水等	人の居住・利用	廃棄物の処理	有害物質等の使用・排出	
環境要素の区分																			
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	○	○	○	○							○	○	○		○	○	○
		騒音	○	○									○	○	○		○	○	
		振動	○	○									○	○	○		○	○	
		悪臭												○				○	
		風害									○								
	水環境	水質		○	○		○				○	○				○	○	○	○
		水底の底質		○			○				○					○		○	○
		地下水の水質及び水位			○											○		○	○
		水象								○	○	○				○			
	土壌環境・その他の環境	地形・地質			○					○	○	○							
		地盤(地盤沈下)			○						○					○			
		土壌(土壌汚染)			○													○	○
		日照障害										○							
		電波障害										○	○						
風車の影														○					
反射光											○								

生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	陸生植物(重要な種及び群落)			○				○	○	○				○			
	陸生動物(重要な種及び注目すべき生息地)	○	○	○				○	○	○	○	○	○				
	水生生物(重要な種及び群落並びに注目すべき生息地)			○		○		○	○	○				○			
人と自然との豊かな触れ合いの確保及び歴史的文化的遺産等への配慮を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	生態系(地域を特徴づける生態系)			○				○	○	○				○	○		
	景観(主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観)							○	○	○							
	人と自然との触れ合いの活動の場(主要な人と自然との触れ合いの活動の場)	○	○					○	○	○	○	○		○			
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	文化財等			○	○			○		○							
	廃棄物等			○			○						○		○	○	
	副産物(残土)			○			○										
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	温室効果ガス等												○		○	○	
	放射線の量	※	※	※		※	※						※				※
		○	○	○		○	○						○				○

別表第2の備考の8を備考の9とし、備考の3から備考の7までを1ずつ繰り下げ、備考の2の次に次のように加える。

3 この表において「反射光」とは、太陽電池に入射した太陽光が反射し、住居等保全対象に到達する現象をいう。

別表第3の1の表に次のように加える。

反射光	<p>1 調査すべき情報 イ 土地利用の状況 ロ 地形の状況</p> <p>2 調査の基本的手法 現地調査及び文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 土地利用、地形、工作物等の特性を踏まえ、反射光に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 土地利用、地形、工作物等の特性を踏まえ、調査地域における反射光に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 土地利用、地形、工作物等の特性を踏まえ、調査地域における反射光に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p> <p>6 予測の基本的手法 事例の引用又は解析</p> <p>7 予測地域 調査地域のうち、土地利用、地形、工作物等の特性を踏まえ、反射光に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>8 予測対象時期等</p>
-----	--

土地利用、地形、工作物等の特性を踏まえ、反射光に係る環境影響を的確に把握できる時期

別表第3の備考の8を備考の9とし、備考の3から備考の7までを1ずつ繰り下げ、備考の2の次に次のように加える。

- 2 この表において「反射光」とは、太陽電池に入射した太陽光が反射し、住居等保全対象に到達する現象をいう。

青森県告示第三百七十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十七条の三十五の八第二項の規定により、次のとおり同法第十八条の二第一項の規定により構造計算適合性判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同法第七十七条の三十五の八第四項の規定により公示する。

令和七年六月三十日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

区分	名称	住所	業務を行う事務所の所在地	変更年月日
変更前	一般財団法人日本建築総合試験所	大阪府吹田市藤白台五丁目八の一	大阪府大阪市中央区内本町二丁目四の七	令和七年七月一日
変更後			(大阪事務所) 大阪府大阪市中央区内本町二丁目四の七 (東京事務所) 東京都港区西新橋一丁目五の八	

議

会

青森県議会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年六月三十日

青森県議会議長 工 藤 慎 康

青森県議会議規則第五号

青森県議会議規則の一部を改正する規則

青森県議会議規則（昭和三十一年十一月青森県議会議告第二号）の一部を次のよ

うに改正する。

第十七章中第二百二十四条を第二百二十六条とし、第二百二十三条の二中「（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）」を削り、同条を第二百二十五条とし、同条の前に次の一条を加える。

（電子情報処理組織による配布）

第二百二十四条 議長が行うこの規則の規定による文書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物の配布については、当該配布に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項並びに次条第一項及び第三項において同じ。）とその配布の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた配布については、当該配布に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該配布に関するこの規則の規定を適用する。

3 第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた配布は、当該配布を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時又は議長が、当該者（議員に限る。）が当該配布により通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示したものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時に当該者に達したものとみなす。

附 則

この規則は、令和七年七月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚三付二十一円七十銭